

## パートナーシップ・ファミリーシップ 制度の趣旨

性別等にかかわらず、お互いを人生のパートナーとして、相互の協力により生活を共にしている、又は共にすることを約束したお二人が、その関係性を市に届け出た場合、受理証明書等を交付する制度です。なお、お二人の他に家族として暮らしている子どもがいる場合、その子どもを含む家族の関係性の届出に対しても、同様に証明書等を交付します。

この制度による法律上の効果(婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除等)は生じませんが、各種行政サービスの適用拡大や、事業所や関係団体との連携により、制度の浸透に努め、誰ひとり取り残さないまちづくりに取り組んでまいります。

### 性自認などにお悩みの方の相談窓口

(本人、友人、家庭、職場など)



## 市民及び事業者の皆様へ

少子高齢化や国際化など地域社会が大きく変化する中で、全ての人が社会の対等な構成員として、豊かで生き生きと充実した人生を送ることができる社会を築くためには、市民と市が一体となって、人権を尊重し、責任を分かち合い、性別等にかかわらず個性と能力を十分に発揮できるまちづくりに取り組んでいかなければなりません。

岡崎市民及び市内事業者の皆様には、こうした理念に基づく制度の趣旨をご理解いただき、その社会活動の中で、パートナーシップ・ファミリーシップ制度へ最大限の配慮をお願い申し上げます。また事業所業務の遂行におきましては、同制度を十分に尊重し、公平かつ適切な対応をお願い申し上げます。



### — 問い合わせ —

岡崎市役所 社会文化部 多様性社会推進課  
(東庁舎2階)

TEL:0564-23-6222

FAX:0564-23-6626

☒ : tayosei@city.okazaki.lg.jp

## 岡崎市

# パートナーシップ・ ファミリーシップ制度

誰ひとり 取り残さない  
みんながいきる まちへ



©R.S.H/RUNE



岡崎市パートナーシップ・ファミリーシップ制度▶  
(※岡崎市ホームページ)



## 手続きの流れ

### step 1 届出日時の事前予約

届出希望日の3か月から7日前までに、電話、FAX又はメールでご予約ください。



### step 2 届出必要書類の準備

- 届出書(様式第1号)
- 住民票の写しなど
- 独身であることの証明書(戸籍抄本など)
- 本人確認書類

※場合によって異なりますので確認をお願いいたします。  
事前にご提出いただけますと手続きがスムーズにできます。



### step 3 必要書類の確認、本人確認

予約した日時に、届出するお二人でお越しください。



### step 4 交付書類のお渡し

- 受理証明書
- 受理証明カード

※後日直接お渡し、もしくは郵送します。

## 届出をすることができる方

パートナーシップ・ファミリーシップの届出をするには、お二人とも以下の要件をすべて満たしている必要があります。

### ① 成年(満18歳)に達していること

### ② パートナーシップにあること

届出をしようとするお二人が、互いを人生のパートナーとして、相互の協力により継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約束した関係にあること。

### ③ 岡崎市民であること、または転入予定であること

双方又はいずれか一方が本市に住所を有している、または1か月以内に本市への転入を予定している方。

### ④ 現に婚姻していないこと、及び双方以外のパートナーがないこと

### ⑤ 届出しようとする方同士が近親者でないこと

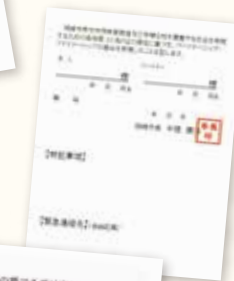
## 受理証明書 受理証明カードについて

受理証明書・受理証明カードに記入するお名前は、通称もご使用いただけます。ご希望の場合は、日常生活において当該通称を使用していることが確認できる資料の提示をお願いいたします。



●受理証明書  
(A4サイズ)

内藤ルネさんの  
かわいいデザインも  
あります!!



●受理証明カード  
(運転免許証サイズ・二つ折り)



表

裏

内側

## プライバシーへの配慮

手続きにあたっては、必ず事前予約をお願いします。ご希望される場合は、個室での手続きにも対応します。提出された書類や、記載された内容等の個人情報、必ず守られます。

